

大塚 森 赤坂 首野 栗鴨 河原 神明所 平嵐 三輪 柳田
 銚子 鴨下 早稲田 石川 聖方部 松野 朝工部 池田 工場 鶴岡
 車庫 古川 新箱 清水 渋谷 大金 目黒 常原 大塚 竹内
 (連給時) 山田 毎日午前十時と午後三時半と多 連給委員はゆうす本部に以上の
 時間と連絡する

以上

事務理事

警視廳長

和九年九月十九日 (午後四時三十分)

警視廳特別高等警察部勞働課



市電 争議ニ關スル情報 (第八八報)

一 東京争議首脳部ノ指令發行

十九日午前十時東京争議首脳部ニ於テハ別記ノ如キ

○ 強制調停委員會に備ヘヨ

○ 職首者ノ部署に就いて

○ 斗争批判に對して

○ 支那連絡委員に對して

等ノ諸項ニ關スル指令第十九號ヲ發行各支部ニ送附セリ

二 東京市會内務部會ノ聲明書

東京市會内務部會ニ於テハ十八日別記ノ自治権擁護ニ關ス

9. 9. 21
5871